



厚生労働省岩手労働局発表
平成28年9月5日(月)

【照会先】
岩手労働局労働基準部賃金室
室長 中田 光浩
室長補佐 菅野 浩之
電話 019-604-3008

報道関係者 各位

岩手県最低賃金が改定されます

～ 平成28年10月5日から時間額716円に改定発効 ～

岩手労働局長(久古谷 敏行)は、平成28年9月5日(月)、岩手県最低賃金(現行時間額695円)を21円引き上げ、716円(時間額)に改定することを官報に公示しました。これにより、岩手県最低賃金は、平成28年10月5日(水)に改定発効されます。

【参考】

* 厚生労働省では、事業主の方のための各種雇用関係助成金等を交付しています。その中には、労働者の賃金引上げを要件の一部とするものもあります。

なお、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)及びキャリアアップ助成金については、岩手県最低賃金の発効日の前日までに企業が賃金を引き上げた場合には、発効日前の岩手県最低賃金(695円)を基礎として企業の賃金引上げ額を算定できます。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/joseikin_shoureikin/

お問い合わせ先

岩手労働局労働基準部賃金室(岩手県最低賃金について) 019-604-3008
雇用環境・均等室(業務改善助成金) 019-604-3010
職業安定部職業対策課分室(キャリアアップ助成金) 019-606-3285

青森県	時間額	716円	(現行時間額695円)
宮城県	時間額	748円	(現行時間額726円)
秋田県	時間額	716円	(現行時間額695円)
山形県	時間額	717円	(現行時間額696円)
福島県	時間額	726円	(現行時間額705円)